

JLA 短大・高専図書館部会報

図書館に入れる本、捨てる本

鹿児島県立短期大学 図書館長 岡村 俊彦



本学の図書館は予算がふんだんにあるとはいえ、限られた予算でいかに利用者(主に学生)のためになる本を入れられるか、購入図書の出捨選択を迫られています。学生の要望にはなるべく応えるようにしていますが、学生からの要望なら何でもいい、とはいえ大学図書館としてある程度の線引きを司書などの判断でおこなうことになります。

この判断がときに悩ましいこともあります。以前、グラビアアイドルが出したダイエット本の購入希望が学生からありましたが、当時の図書館長はその本の情報をいろいろ確認したうえで、購入を見送ったと聞きました。また、最近とある図書館に寄贈された図書を借りた利用者から「図書館にはふさわしくない」と意見が寄せられ、その本が廃棄処分になったとのニュースを目にしました。詳しい内容がわからないので、その対応が適切かどうか判断はつきませんが、一部では「図書館の自由に関する宣言」に反しているのではとの意見もみられます。これら事例とは直接関係しませんが、一部の利用者が不快に思うような本でも、他の利用者にとって有益となる可能性がある

なら、購入してもいいのでは、と個人的には思います。もちろん、「利用者にとって有益かどうか」の判断が難しいのですが。

一方で、図書の廃棄というのも図書館の仕事の一つです。限られた蔵書スペースの中で、毎年新しい本を購入していくとなると、どうしても不要と判断される本を廃棄しないといけません。本学図書館では廃棄基準が決まっていますが、それでも廃棄対象となる本を眺めていると、「なんか、もったいないな」と思うこともあります。私は情報処理を専門としているため、古いパソコン関連の本の廃棄を判断することがあります。「こんな古いソフトの解説書があっても、そのソフトが動くパソコンすらない」とわかっていながら、学生時代にこのような図書を片手にパソコンと格闘していたことを思い出し、つつい躊躇しがちになります。

どの本を入れるか、どの本を捨てるか、図書館に関わる者が悩み続ける。ここでしっかり悩むこと、しっかり考えることこそが図書館にとって正解であると、いえるのではないのでしょうか。

短大・高専図書館部会総会報告

本年度の部会総会については、新型コロナウイルス感染症が拡大し、終息のみえないなか、日本図書館協会でも会議開催の自粛を決定し、新型コロナウイルス感染症特例規程（2020年4月15日理事会決定・本年6月末まで延長）を定めています。この規程に基づき、2020年度に続き2021年度も部会総会を書面決議にて開催することに致しました。このことを部会ホームページにて告知し、6月18日午後5時（必着）を締め切りに「書面決議書」の提出をお願いしました。なお、部会総会の成立要件を本部会規程第9条の定めにより、所属会員の10分の1以上の「書面決議書」の提出をもって成立するものとなりました。4月30日現在の部会員数は167会員（団体・個人の合計）であり、部会総会の成立要件は17会員以上となります。

締め切り日までに「書面決議書」の提出件数が37件あり、部会総会は成立しました。

第1号議案 公益社団法人日本図書館協会短期大学・高等専門学校図書館部会規程の改正について（賛成37）

主な改正の理由は以下のとおりになります。

- ・部会の役員の構成の「当分の間」を削除し、役員構成を簡素化する。（第6条）
- ・本法人の公益法人化にともない、活動部会の予算および決算の決定が協会本部になったことに伴い、本部会の監査を廃止し、関連する規定を改める。（第6条、第7条、第8条）
- ・公立短期大学図書館の施設会員数が現

在6校となり、役員の推薦が困難となっている現状を踏まえ、公立短期大学と私立短期大学とを「短期大学」枠として統合し、関連する規定を改める。（第8条）

- ・本法人の代議員の推薦規定を明確にする。（第9条）

- ・部会総会および幹事会を対面で開催することが困難である場合に、書面または電磁的方法による方法に代えることができるように、関連する規定を整備する。（第7条、第10条）

第2号議案 2020年度事業報告及び決算報告について（賛成37）

（1）活動報告

- ・2020年度の部会総会は、2020年6月11日、日本図書館協会会議室を会場に開催予定でありましたが、政府より緊急事態宣言が発出され、部会総会を書面決議にて実施しました。その結果、「書面決議書」の提出が29件あり、部会総会は成立し、議案は原案のとおり承認されました。

- ・幹事会については、

- ・幹事会については、対面での会議が困難なことから、メール会議により計3回実施し、幹事役員体制、事業計画、ワークショップ等について検討し事業計画の具体化をはかりました。

- ・ワークショップについては、11月20日、東京都公文書館（東京都国分寺市）の見学研修を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、次年度の事業への延期を決定しました。

- ・部会報については、電子版（プリント版も含め）第58号を2021年3月に発行しました。

(2) 会計報告

《収入》

部会活動費 85,000円

合計 85,000円

《支出》

会議費 0円

通信運搬費 168円

印刷製本費 17,600円

雑費 320円

合計 18,088円

第3号議案 2021年度事業計画及び予算について(賛成37)

(1) 事業計画

・部会総会については、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため「書面決議」により実施します。

・幹事会については、6月、9月および2022年3月の計3回を予定します。開催については、コロナ禍の状況にメール会議等による開催を想定します。

・ワークショップについては、2021年11月、東京都公文書館（東京都国分寺市）にて、見学研修を予定します。

・部会報の発行については、第59号（電子版）を2022年3月に発行予定です。

(2) 予算

《収入》

部会活動費 85,000円

合計 85,000円

《支出》

会議費 36,000円

通信運搬費 23,000円

印刷製本費 20,000円

消耗品費 3,000円

雑費 3,000円

合計 85,000円

第4号議案 短大・高専図書館部会 幹事選出について(賛成37)

<公立短大>

岡村俊彦 鹿児島県立短期大学附属図書館

<私立短大>

松尾昇治（個人会員）

石田孝夫（個人会員）

毛利和弘（個人会員）

原真由美（横浜女子短期大学図書館）

藤懸徳仁（個人会員：亜細亜大学）

<高専>

近藤久直（沼津工業高等専門学校）

第5号議案 短大・高専図書館部会 部会長副部会長について(賛成37)

部会長 松尾昇治（個人会員）

副部会長 岡村俊彦（鹿児島県立短期大学附属図書館）

副部会長 近藤久直（沼津工業高等専門学校）

第6号議案 短大・高専図書館部会 選出理事及び代議員推薦候補の報告について(賛成37)

理事

松尾昇治（部会長、個人会員）

代議員

・現任

片野裕嗣（埼玉東萌短期大学附属図書館）

・新任

岡村俊彦（鹿児島県立短期大学附属図書館）

ワークショップ「東京国立博物館資料館見学・研修」予定 2022.11.10(木)14:00-(集合 西門前13:30)

東京国立博物館資料館は、1872年（明治5年）の博物館の創設以来、博物館が収集・保管してきた写真・図書などの学術資料を広く公開する施設として、1984年（昭和59年）2月1日に開館。

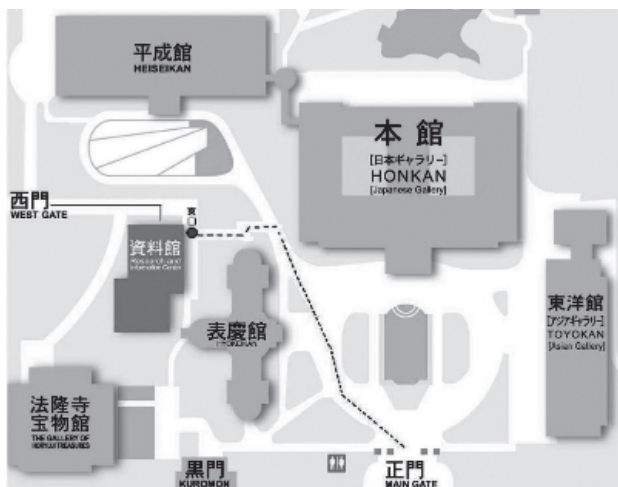
現在、資料館で所蔵している資料は、図書・雑誌類と写真資料に大別され、図書・雑誌類では、長年に及ぶ展覧会カタログや全国の埋蔵文化財の発掘調査報告書などが大きな特色になっている。図書約26万冊、雑誌約7000タイトルを所蔵す

る大型専門図書館の一つ。

特殊コレクションの写真資料は、東京国立博物館の館蔵品を中心とした文化財の写真原板及びデジタル画像約41万件を収蔵している。

見学・研修会では、資料館内見学（説明付き・質疑 計90分ほどを予定）博物館資料館（最寄り駅：JR上野駅）「国立博物館内」ですが西門から入ります

西門→国際子ども図書館を通り過ぎたところの向かい側にあたるのが西門



公益社団法人日本図書館協会短期大学・高等専門学校図書館部会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本図書館協会(以下「本法人」という)の定款(以下「定款」という)第50条の規定及び本法人の活動部会通則規程(以下「部会通則」という)第9条に基づき、短期大学・高等専門学校図書館部会(以下「部会」という)の組織および運営等に関して必要な事項を定め、部会の、円滑で活発な部会運営の進展に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この部会は短期大学・高等専門学校図書館部会と称する。

(部会の設置目的)

第3条 部会は、部会通則第4条第1項第3号に定める学校教育法第83条の規定に基づく短期大学の図書館のほか、同法第115条の2の規定に基づく高等専門学校の図書館及びこれに準ずる図書館の発展向上をめざし、共通問題の研究調査およびその実施促進をはかり、併せて相互の連絡調整を行なうことを目的とする。

(事業)

第4条 部会は前条の目的を達成するため、おおむね次の事業を行なう。

- (1) 会員の研修に関すること
- (2) 会報の発行等関すること
- (3) 研究調査に関すること
- (4) その他この部会の目的を達成するために必要な事業

(会員の構成)

第5条 部会の会員は、定款第6条第1

号に定める正会員である個人会員及び施設等会員のうち部会に所属することを申し出た者とする。

2 部会は必要に応じ、分科会、専門委員会を置くことができる。

(部会の役員)

第6条 部会に次の役員を置く。ただし、短期大学1名以上、高等専門学校1名以上および個人会員若干名をもって構成する。

- (1) 部会長1名
- (2) 副部会長2名
- (3) 幹事10名以内

(役員の任務)

第7条 部会長は部会を代表し、会務を統括する。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 前条の役員をもって幹事会を構成し、部会長がこれを招集する。ただし、幹事会の開催が困難な場合は、書面または電磁的方法により幹事会に代えることができる。

(役員の選出・任期)

第8条 部会長、副部会長は、幹事の互選をもって決める。

2 幹事は、施設会員については、短期大学および高等専門学校の図書館の構成員より、個人会員については、幹事会の推薦により、部会総会において選出する。

3 部会の役員は、部会長が任命する。

4 部会の役員の任期は、原則として2ヵ年とし、2回まで再任されることが

できる。ただし、相当の理由がある場合は、この限りではない。

(本法人代議員の推薦)

第9条 本法人の代議員選挙規程第19条の規定により、代議員候補者の推薦を行う場合、部会長は幹事会の承認を経て、本法人の選挙管理委員会に推薦する。

2 代議員候補者は、短期大学及び高等専門学校から2名を推薦する。

3 前1項により選任された代議員が欠けた場合には、部会長は前項の手続きにより、速やかに補欠の代議員を推薦するものとする。

(部会総会)

第10条 部会総会(以下、「総会」という。)は、部会通則第8条の定めるところによる。

2 総会は部会長が招集する。

3 総会の議長は、総会においてその都度決める。

4 総会は、所属部会員の10分の1以上の出席(委任状および代理者を含む)をもって成立する。ただし、5項により、部会長があらかじめ書面または電磁的方法により通知した事項に対する、部会員による書面または電磁的方法による表決への参加をもって、総会への出席と見なす。

5 部会長は総会の開催が困難であると判断したときは、書面または電磁的方法により総会に代えることができる。その場合、部会長は書面または電磁的方法により総会を開催することを当該構成員に伝え、また、審議事項と表決期限等の必要事項を伝えなければならない。ただし、この方法によりがたい場合は、幹事会で検討し、部会員へ周知する方法を決定することができる。

6 総会の議事は、出席者の過半数でこ

れを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会に付議する事項は、幹事会が準備する。

(経費)

第11条 部会の経費は、部会通則第12条の規定による。

(1) 本法人の部会活動配分経費

(2) 研修会参加費等、部会活動事業による受益者負担金

(3) 本部会の活動を指定した寄附金および補助金等

(活動報告)

第12条 部会長は、部会通則第13条の規定により、部会の活動状況を理事長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第13条 部会規程の改廃は、部会総会の議決を経て、理事会の承認による。

附則

1 この規程は、平成26年6月13日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、社団法人日本図書館協会短期大学図書館部会規程は廃止する。

3 2021(令和3)年8月19日に施行し、2021(令和3)年4月1日から適用する。

発行 日本図書館協会短大・高専図書館部会

代表者 松尾 昇治

発行日 2022年3月31日

〒104-0033

東京都中央区新川 1-11-14

Tel 03-3523-0811
